

PD 諮問委員会規約

2006年3月9日制定 2009年6月26日改正 2018年3月8日改正

1. **適用範囲** この規約は、PD 諮問委員会（以下、「委員会」という。）の運営に適用する。委員会の運営は「NDIS 0603:2005 に関する技術評価書（平成 17 年 11 月 16 日）」の 7 項に基づくものとする。

2. **目的** 委員会は、PD 認証システムの中立性、透明性を確保し、かつ PD 認証活動の不偏性を維持するため、PD 認証システムの運営に係わる PD 認証機関、PD 資格試験機関、PD 試験センター及び PD 研修センター（以下、「各機関」という。）に対し助言及び意見具申を行うことを目的とする。

3. **役割** 委員会の役割は、以下のとおりとする。

(1) PD 認証システムの運営に関する適切性の確認

JIS Q 17024 に準拠して、各機関が、中立性、透明性を確保しながら PD 認証システムを運営しているかどうかを評価し、その評価結果に基づいて各機関に対し助言及び意見具申を行うこと。

(2) PD 認証システムに係る評価

最新の技術的知見の PD 認証制度への反映など PD 認証システムの技術的能力の適切性、維持、及び向上や国際的調和など、制度運営に関する評価を行い、その評価結果に基づいて各機関に助言及び意見具申を行うこと。

4. 委員構成

4. 1 委員は、品質保証、非破壊検査等に関する学識経験者、専門家を含み構成する。この際に、特定の機関、団体、業界等に偏りがないよう構成されなければならない。
なお、NDIS 0603 附属書 A「軽水型原子力発電所用機器のオーステナイト系ステンレス鋼配管溶接部に対する PD 資格試験」の適用に際しては、PD 制度の運営に直接関与しない外部の者から構成し、10 名以下とする。また、PD 制度の運営に直接関与する者とは、PD 認証制度に携わる各機関における現役の役職員及び PD 認証運営委員会の委員並びに電気事業者、メーカー及び検査会社（PD 受験者の雇用者）の役職員をいう。
4. 2 委員の選任は委員会が行う。
4. 3 委員長の選任は委員の互選による。
4. 4 副委員長は委員長が選定する。

5. 委員の委嘱と任期

5. 1 上記 4 項で選任された委員長、副委員長及び委員の委嘱は、事務局である（一社）日本非破壊検査協会の会長が行う。
5. 2 任期
 5. 2. 1 委員の任期は 1 期 2 年とし、それぞれ 1 期を限りとして、再任できる。
但し、特別の理由があれば、任期を延長できる。
 5. 2. 2 委員長及び副委員長の任期は 1 期 2 年で、それぞれ 1 期を限りとして、再任できる。

6. 運営

6. 1 委員長は、委員会の会務を統轄する。
6. 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたとき、その職務を代行する。

7. 会議

7. 1 委員長は、少なくとも年1回、委員会を招集し、議長となる。
7. 2 会議は、構成員現在数の過半数の出席により成立する。出席委員数には、委任状提出委員を含める。
7. 3 事務局は、委員会の透明性確保のため委員会規約のほか委員氏名、委員会議事録等を公開する。

8. 苦情処理

8. 1 委員会は、別途定める「PD 諮問委員会苦情処理規定」に従って処理する。
8. 2 各機関は、受けた苦情及び異議申立てに関する内容とその対策を委員会に報告する。

9. **事務局** 委員会の運営に係る事務局は、(一社)日本非破壊検査協会とする。

10. **改廃** この規約の改廃は、委員会において、委員の五分之四の賛同を得て委員会が行う。